

Jsaas news

JAPAN SHIRTS APPAREL ASSOCIATION

編集・発行 (協)日本シャツアパレル協会

〒130-0026 東京都墨田区両国2-17-4 (小池事務所1階)

Tel 03(3631)9443(代) Fax 03(3631)9441

大阪支部 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7 (船場センタービル 7号館2階 太陽繊維㈱内)

Tel 06(4708)8119(代) Fax 06(4708)8139

名古屋支部 〒460-0003 名古屋市中区錦1-13-31 (ミツビル2階 ミツワ㈱内)

Tel 052(202)1151(代) Fax 052(202)1152

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります。

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告等、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

よくあるご質問 (FAQ)

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(平成25年9月10日 消費者庁)をご覧ください。

Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。

Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。

※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm

「組合まつり」ヴァーチャル展示会出展の件

当組合では、2021年1月26日～2月25日の間、「東京都中小企業中央会」主催の「組合まつり in TOKYO」に出展いたしました。「組合まつり in TOKYO」は、組合の知名度の向上、新たなビジネスチャンス・ビジネスマッチングの創出、地域の魅力発信、インバウンド需要獲得の場として開催され、東京を中心とした全国の中小企業組合が大集結するイベントです。

当組合では、この機会にシャツのデザイン・素材・機能など消費者に効果的にアピールすることで消費意欲の拡大、あわせて組合員企業であるシャツメーカーの認知度向上やイメージ向上を図ることを目的として実施、今後期待されます。

SDGsは未来志向の国際的目標です

今回は、SDGs「持続可能な開発目標」について取り上げてみました。

ご存知の通り、SDGsは、Sustainable Development Goalsの頭文字をとったもので、2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会課題を解決し持続可能な世界を実現するために定められた国際目標です。

具体的には、「17のゴール」と「169のターゲット」で構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。169のターゲットの下には232のインディケータ（指標）があります。

まずは、17のゴール目標について記載します。

- 1 **貧困をなくそう**
 - ・ あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 2 **飢餓をゼロに**
 - ・ 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
- 3 **全ての人に健康と福祉を**
 - ・ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 4 **質の高い教育をみんなに**
 - ・ すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 5 **ジェンダー平等を実現しよう**
 - ・ ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 6 **安全な水とトイレを世界中に**
 - ・ すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
- 7 **エネルギーをみんなにそしてクリーンに**
 - ・ すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 **働きがいも経済成長も**
 - ・ すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
- 9 **産業と技術革新の基盤をつくろう**
 - ・ 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
- 10 **人や国の不平等をなくそう**
 - ・ 国内及び国家間の格差を是正する
- 11 **住み続けられるまちづくりを**
 - ・ 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- 12 **つくる責任つかう責任**
 - ・ 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 13 **気候変動に具体的な対策を**
 - ・ 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 14 **海の豊かさを守ろう**
 - ・ 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
- 15 **陸の豊かさも守ろう**
 - ・ 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 16 **平和と公正をすべての人に**
 - ・ 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを確保する提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
- 17 **パートナーシップで目標を達成しよう**
 - ・ 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

仮事務所移転のお知らせ

当組合の事務所は、国道14号拡幅及び事務所老朽化に伴い、等価交換マンション内に新事務所を設置することになり、当分の間、仮事務所に移転しています。

- 1 仮移転の期間 2021年2月22日～2023年9月末予定
- 2 仮移転先住所 〒130-0026
東京都墨田区両国2-17-4 小池事務所1階
TEL 03-3631-9443 (従来通り)
FAX 03-3631-9441 (従来通り)

会議要旨

<1月度財務委員会>

2020年度収支第3四半期決算及び通期見直しについて
検討・予測を行った。

<1月度役員会>

- (1) 本年度収支第3四半期実績、年間見通しの件
財務委員長より、第3四半期収支実績、通期収支見直しについて
前年・予算に対しての主な要因について報告が行われた。
- (2) 2021年度役員体制の件
理事長より、2021年度役員体制につき、別紙候補者の
提案があり、全員一致で了承し、来年度総会の議案に
諮ることとした。
- (3) 仮事務所移転の件
理事長より、国道14号拡幅及び事務所老朽化に伴い、

等価交換マンション内に新事務所を設置することによ
り、当分の間、仮事務所に移転する旨の説明が行われた。

- (4) 次回日程
4月20日(火) 12:00～ 於 協会会議室
- (5) 「組合まつり」ヴァーチャル展示会出展の件
事務局長より、「東京都中小企業中央会」主催の「組合
まつり in TOKYO」ヴァーチャル展示会に出展する
旨の説明があり、全員了承された。
- (6) 第68回通常総会開催日
事務局長より、第68回通常総会開催日について、5月
25日(火)とする旨の説明があり、全員了承された。
- (7) 「夏シャツの日」イベントについて
事務局長より、延期となっている「夏シャツの日」
イベントについては、新型コロナウイルスの感染状況
の影響で現在調整中との説明があり、全員了承された。

協会の動き(1～2月)

[1月]

- 5 仕事はじめ
- 15 繊維評価技術協議会(形態安定画像解析に関するJIS開発)
- 26 1月度財務委員会(協会会議室)
1月度役員会(協会会議室)
繊維評価技術協議会
(表示記号等に関するJIS開発)

[2月]

- 3 組合事務所敷地ボーリング調査
- 10 組合決算実務講習会
(中小企業中央会)
- 20 事務所引越作業

お知らせコーナー

- ◎第68回通常総会・懇親会
5月25日(火)
於: 亀戸「アンフェリシオン」
◎次号311号は、7月1日発行予定です。

「厚生労働局からのお願い」

家内労働の「委託状況届」は4月30日(金)までに

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日(金)までに提出してください。(令和2年12月25日付で「委託状況届」の様式が改定されています。)

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係(03-3512-1614)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html